

自治会規約等のサンプルについて

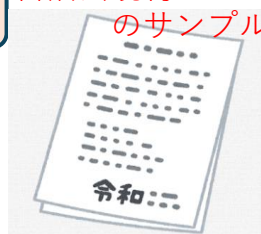
自治会規約
のサンプル

個人情報保護法の適用等を含め、自治会が使用する規約のサンプルを作成しました。

規約の作成や見直し等に活用してください。

※規約等のサンプルは、公社ホームページに掲載しています。

★閲覧フローまたは二次元コードは最終ページ（最下段）をご覧ください。



高齢者の方などの住宅設備改善 (緊急連絡用装置付きインターホン) について

玄関に設置する「緊急連絡用装置付きインターホン」について、身体障がい者や高齢者の方を対象に、都営団地住戸内の設備改善工事の申し込みを受け付けています。

室内で何か緊急事態が起きた時など、外部へ知らせる手立てとして有効です。

詳しい申込資格や申込方法等については、受持ちの窓口センターもしくは、裏面の「お客さまセンター」へご連絡ください。



自衛消防訓練の実施について

「みんなで集まって避難訓練や消火訓練を行うのは難しい…」そんな場合には、自治会活動（清掃や総会等）の中でも実施ができる、下記①②③④の方法も参考に実施をご検討ください。

①日常生活の中で実施する訓練

(訓練種別：避難訓練)

避難経路や避難場所、非常ベルや消火器などの設置場所を確認をしてもらう方法です。



②東京消防庁ホームページの動画を活用した訓練

(訓練種別：消火・通報訓練)

右のQRコードから「目的行動から探す」→「訓練する」→

「防火訓練ポータルサイト」を参照ください。



③公社発行「すまいのひろば」火災予防記事を活用した訓練

年に数回、自衛消防訓練や火災予防などの記事を掲載していますのでご参考ください。

④区・市や町内会等が実施する防災訓練に参加することで訓練として認められます。

※公社ホームページ内「自衛消防訓練実施の手引き」も合わせてご覧ください。

★閲覧フローまたは二次元コードは最終ページ（最下段）をご覧ください。

令和9年4月開始分の 共益費徴収事業の申込みを受け付けています。

現在、申込みを検討している自治会等に募集案内をお送りしています。

★募集案内の送付及び申込み期限＝令和8年6月末まで

申込みはお早めに！

<申込期限について>

申込期限は令和8年6月末までとなります。申込みにあたっては、自治会等における合意形成や書類の準備等が必要ですので、お早めにご検討ください。

<共益費徴収事業とは>

現在、自治会等で実施している住宅共用部分の管理について、以下の①から④のうち、自治会等から希望のあった項目を東京都が実施し、その費用を毎月の住宅使用料とともに徴収します。

【草刈り実施例】

- ①共用部分の電気・水道料金の支払
- ②共用灯・街路灯の電管球の交換作業
- ③草刈り（年2回）、中低木の刈込・剪定（年1回）
- ④落ち葉の清掃（落葉時期のみ計4回）

（施工前）



（施工後）



<主な申込条件>

原則として団地単位での申込みを受け付けます。ただし、団地内に複数の自治会等がある場合、電気・水道料金の支払いや草刈り等の実施範囲が他の自治会等と明確に分かれていれば、棟単位での申込みが可能です（申込みにはお住まいのみなさまの同意が必要です）。

※各項目の金額については、事前の提示ができません（申込み後に金額を算定いたします）。目安金額の計算方法を下記の募集案内に記載いたしますので、ご確認ください。

※ご案内は、公社ホームページにも掲載しています。

（URL）<https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/toei/kyoekihi.html>



お問い合わせ
JKK東京 お客さまセンターへ
受付時間 9時～18時
（土日・祝日・年末年始は除く）

・本紙に関するお問い合わせ 都営管理課 都営事業推進係

・共益費徴収事業に関するお問い合わせ

都営管理課 共益費事業推進係

☎0570-03-0071（ナビダイヤル）

☎03-6279-2652（一般電話）

※ナビダイヤルは、各通信事業者が提供している無料通話や通話料定額プランの対象外となります。

★ JKK東京 ホームページ 閲覧方法

①「JKK東京」で検索（閲覧フロー）

お住まいの方➡都営住宅のお住まいの皆さま➡自治会等の活動に関する情報➡**「自衛消防訓練」実施の手引**
自治会規約のサンプルについて

②二次元
コード
で検索

